

ウクライナ戦争をめぐる中国およびG7・日本の動き

2023年4月1日 大谷美芳

中国は「ウクライナ危機の政治的解決に関する立場」発表と習近平のロシア訪問。日本は岸田のインド・ウクライナ訪問とG7広島サミット。中国が帝国主義として登場してアメリカに挑戦し、米国+西欧・日本と中国+ロシア、帝国主義の両ブロックの覇権闘争、第三次大戦の危機、という情勢がある。その中での中国とG7・日本の大きな動きである。



(1)岸田のウクライナ訪問 米欧日=G7の目的とウクライナの立場

日本人民は、米欧日と中ロ、両方に反対し帝国主義戦争に反対し、岸田のインド訪問と5月広島サミットに反対しなくてはならない。ではウクライナ訪問に対しては？

ウクライナは、ロシアの侵略戦争に対して、祖国防衛戦争を戦い、援助、とりわけ軍事援助を求めている。米欧日の援助は対中ロ・覇権闘争である。しかし、ウクライナの主体性がある。米欧日・NATOの軍事援助で、反侵略・祖国防衛戦争が、代理戦争に変わることはない(ただし NATO 参戦では変わる可能性があるが)。

ウクライナの立場は支持し、米欧日・G7の目的は批判するべきだろう。

(2)中国はウクライナの主権・領土の保全を言っていない 民族自決権も考えていない

「立場」は「各国の主権、独立、領土保全は確実に保障されるべき」と抽象的には言う。しかし、ウクライナの独立時に確定した主権と領土(クリミアとドンバスを含む)に対するロシアの侵略を批判していない。ロシア軍の撤退を要求していない。これが第1の問題。

中国がウクライナ和平を主導したいのは、対米・覇権闘争である。対米戦略でロシアと事実上は同盟している。中国の和平工作は、かつて仏独が対ロシア・宥和主

義から、クリミア併合を黙認した「ミンスク合意」をウクライナに強要したが、それ以上にロシアを擁護し、ウクライナに譲歩を迫るだろう。

第2の問題は民族自決権。ドンバスとクリミアには民族問題がある。ウクライナは、自決権を承認しなくてはならない(分離・独立で領土の変更になろうとも)。それは主権の行使である。したがって、前提として、侵略を阻止しロシア軍を撤退させ、独立時の主権と領土を回復し、外部の干渉を排除しなくてはならない。国内少数民族の自決権を認めない中国に、「政治的解決」が主導できるはずがない。

(3)アジアにおける帝国主義戦争反対の中心は台湾と沖縄の自己決定権

米国・日本の沖縄における軍備増強と中国の台湾に対する軍事的威嚇、これが戦争の危機の中心である。台湾問題をめぐって、ウクライナ問題と同じような論争が想定される。

中国と台湾の対立は、中国と米日の帝国主義間対立とは根本が異なる。中国の変質と台湾の民主化が、中国による統一を併合へ転化した。台湾人民を現状維持=事実上の分離・独立へ(香港人民を「一国二制度」の維持=自治へ)に向かわせた。それは自己決定権であり、自治から分離・独立まで幅があり、民族に限らず地域、台湾(香港)にも適用される。自決権は「一つの中国」と矛盾しない。ウイグル・チベットなどの少数民族を含め、中国が主権の行使として自決権を承認しなくてはならない(分離・独立で領土の変更になっても)。

沖縄人民は、非軍事化(自治)を要求している。歴史に基づく自己決定権である。帝国主義の戦争に反対して、日中両国のプロレタリア階級が連帯し、台湾と沖縄の人民が連帯する、こういう展望を期待したい。台湾と沖縄の自己決定権がカナメでしょう。

ウクライナ危機の政治的解決に関する中国の立場

1. 各国の主権の尊重	7. 原子力発電所の安全確保
2. 冷戦思考の放棄	8. 戦略的リスクの低減
3. 停戦	9. 食糧の外国への輸送の保障
4. 和平交渉の開始	10. 一方的制裁の停止
5. 人道的危機の解消	11. 産業・サプライチェーンの安定確保
6. 民間人や捕虜の保護	12. 戦後復興の推進

©人民網日本語版

(注)

外交部(外務省)ウェブサイトにて24日、「ウクライナ危機の政治的解決に関する中国の立場」が掲載された。その要旨は以下の通り。

(1) 各国の主権の尊重。国連憲章の趣旨と原則を含む、広く認められた国際法は厳格に遵守されるべきであり、各国の主権、独立、及び領土的一体性はいずれも適切に保障されるべきだ。

(2) 冷戦思考の放棄。一国の安全が他国の安全を損なうことを代償とすることがあってはならず、地域の安全が軍事ブロックの強化、さらには拡張によって保障されることはない。各国の安全保障上の理にかなった利益と懸念は、いずれも重視さ

れ、適切に解決されるべきだ。

(3) 停戦。各国は理性と自制を保ち、火に油を注がず、対立を激化させず、ウクライナ危機の一層の悪化、さらには制御不能化を回避し、ロシアとウクライナが向き合っ
て進み、早急に直接対話を再開し、情勢の緩和を一步一步推し進め、最終的に全
面的な停戦を達成することを支持するべきだ。

(4) 和平交渉の開始。対話と交渉はウクライナ危機を解決する唯一の実行可能な道
だ。

(5) 人道的危機の解消。人道的危機の緩和に資する全ての措置は、いずれも奨励
され、支持されるべきだ。

(6) 民間人や捕虜の保護。紛争当事国は国際人道法を厳格に遵守し、民間人及び
民生用施設への攻撃を避け、女性や子どもなど紛争の被害者を保護し、捕虜の基
本的権利を尊重するべきだ。

(7) 原子力発電所の安全確保。原子力発電所など平和的原子力施設への武力攻
撃に反対する。

(8) 戦略的リスクの低減。核兵器の使用及び使用の威嚇に反対するべきだ。

(9) 食糧の外国への輸送の保障。各国はロシア、トルコ、ウクライナ、国連の署名し
た、黒海を通じた穀物輸出に関する合意を均衡ある、全面的かつ有効な形で履行し、
国連がこのために重要な役割を果たすことを支持するべきだ。

(10) 一方的制裁の停止。国連安保理の承認を経ていないいかなる一方的制裁にも
反対する。

(11) 産業チェーンとサプライチェーンの安定確保。各国は既存の世界経済体制をし
っかりと維持し、世界経済の政治化、道具化、武器化に反対するべきだ。

(12) 戦後復興の推進。国際社会は紛争地域の戦後復興への支援措置を講じるべ
きだ。中国はこれに助力し、建設的役割を果たすことを望んでいる。(編集 NA)

「人民網日本語版」2023年2月24日